

「年収の壁」対策に対応した扶養認定について

令和5年9月27日、厚生労働省から「[年収の壁・支援強化パッケージ](#)」が発表されました。

また、この具体的な取扱いとして、『[「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（保保発 1020 第3号）](#)』が令和5年10月20日付で示されました。

これをふまえた当健保による扶養認定の取扱いは以下のとおりとなります。

| 概要 | <p>年収が一定額を超えると社会保険料の負担が生じ、パートで働く方などの手取りが減る「年収の壁」問題にあたり、収入限度額を超えても連続2回（2年）まで扶養にとどまれるようになるというものです。</p> <p>現在、健康保険における家族の扶養認定においては、収入要件を含む認定基準に基づき、<u>課税証明書</u>、<u>雇用契約書</u>、<u>給与明細書</u>等を確認して審査しています。</p> <p>(参照) 家族の加入について 健保のしくみ BIPROGY 健康保険組合 (biprogykenpo.com)</p> <div data-bbox="236 853 1310 1240" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">収入の基準</p><p>被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要で、同居・別居の有無、年間収入により判断されます。</p><table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th style="text-align: center;">同居している場合</th><th style="text-align: center;">別居している場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること</td><td>対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと</td></tr></tbody></table></div> <p>この度の厚生労働省の「年収の壁」への対応を踏まえ、人手不足の事情のため一時的な収入変動がある場合には、上記書類に加えて「被扶養者の収入確認にあたっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書（発行元：事業主）を提出いただき審査することとなりました。</p> <p>※審査は各提出書類をもとに総合的に判断するため、事業主の証明書の提出をもって必ず認定されるものではありません。</p> | 同居している場合 | 別居している場合 | 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること | 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと |
|--|--|----------|----------|--|---|
| 同居している場合 | 別居している場合 | | | | |
| 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること | 対象者の年収が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと | | | | |
| 適用時期 | <p>令和5年10月20日以降に健康保険組合が審査を行うものが対象となります。 (それ以前に審査したものについては遡及いたしません)</p> <p>①被扶養者資格確認調査 ②扶養異動届申請（扶養増）</p> | | | | |

| (1) 対象となる方 | | | |
|----------------------------|--|---|---|
| | 手続き | 提出書類 | |
| 対象 および 提出 書類 等 | ① 既に当健保の被扶養者となっている方で、 <u>人手不足による一時的な収入変動が</u> あり年間130万円（60歳以上または障害者は180万円）以上の収入となった方（扶養調査で調査対象となった方） | 毎年実施する扶養調査実施時に、右記を提出頂きます。 ※年間収入130万円（60歳以上または障害者は180万円）を超えた時点で提出するのではなく、当該調査時に提出していただきますので、該当する方は対象年に発行された「事業主証明書」を入手し、調査まで大切に保管しておいてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書等の写し（所定労働時間・時給単価等が記載され、収入金額が確認できるもの）など ・事業主証明書式（pdf版） ・事業主証明書式（word版） ※対象者の状況によって提出書類が異なります。 （上記以外の書類の提出を求める場合があります） |
| | ② 新たにご家族を健保の扶養に入れるための申請をする場合で、人手不足による収入変動により年間130万円（60歳以上または障害者は180万円）以上の収入となっている方 | 健康保険扶養異動届の申請時に、通常の添付書類一式に右記書類を提出頂きます。 | |
| (2) 対象とならない方 | | | |
| | ③ 雇用契約書等で、年間収入見込み（時給×所定労働時間等）が恒常的に130万円以上（月収108,334円以上が継続）になると判断される方（60歳以上または障害者の場合は180万円以上（月収150,000円以上が継続）） ④ 自営業やフリーランス等のみで収入を得ており、特定の事業主と雇用関係にない方 <u>※今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動が対象です。</u> ⑤ パート先等で、 健康保険の加入要件 を満たしている方 <u>※この場合は、就業先での社会保険の加入が必要です。</u> （注）パート先等の就業先において、人手不足の事情がないにも関わらず、単に一時的に労働時間を延ばした場合又は結果的に延びた場合は対象にはなりません | | |